

## 第4回「第2期磯子区地域福祉保健計画」策定委員会 次第 (第2期スイッチON磯子策定委員会)

日時：平成22年6月7日(月) 18:30～20:30  
会場：磯子区役所 701号会議室

● あいさつ

● 新委員の紹介

資料1・2

● 議 題

1 第2期計画策定の経過と今後のスケジュールについて

資料3

2 計画素案への意見募集状況について

資料4

3 新しい補助制度の検討案について

資料5

4 地区別計画案の作成と提出について

資料6

5 その他

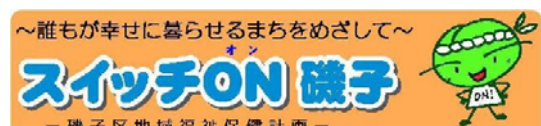
<資 料>

- ・ 磯子区地域福祉保健計画策定委員会設置要綱

資料7

<別添資料>

- ・ 広報よこはま磯子区版平成22年5月号
- ・ タウンニュース5月20日発行号
- ・ スイッチON磯子まめ通信 第34号



## 『第2期磯子区地域福祉保健計画』策定委員会名簿

平成22年6月7日現在

	所 属	氏名 (敬称略)
各種団体代表 (氏名五十音順)	1 磯子区社会福祉協議会当事者団体部会 部会長	上杉 惇
	2 磯子区内障害者施設 代表 (※1)	小田嶋 悟
	3 磯子区民生委員児童委員協議会 副会長	小宮山 滋 (兼)
	4 磯子区体育指導委員連絡協議会 副会長	佐藤 孝明
	5 磯子区連合町内会長会 会長	○鈴木 伊三雄
	6 磯子区医師会 福祉医療事業部会長	瀧本 篤
	7 磯子区保健活動推進委員会 副会長	田辺 実 (兼)
	8 磯子区内ボランティア・市民活動関係団体 代表 (※2)	時任 和子
	9 磯子区青少年指導員協議会 副会長	福士 市子
	10 磯子区社会福祉協議会 副会長	◎吉田 修
地区代表	11 根岸地区 代表	須川 さよ子
	12 滝頭地区 代表	古知屋 多恵子
	13 岡村地区 代表	早乙女 幸男
	14 磯子地区 代表	平戸 栄次
	15 汐見台地区 代表	岡 道子
	16 屏風ヶ浦地区 代表	小宮山 滋 (兼)
	17 杉田地区 代表	櫻井 重人
	18 上笹下連合地区 代表	村岡 宗夫
	19 洋光台地区 代表	大平 清子
	20 上笹下地区 代表	田辺 実 (兼)
行政等	21 磯子区内地域ケアプラザ 代表 (※3)	水越 尚登
	22 磯子区地域振興課長 (※4)	名木 斉
	23 磯子福祉保健センター長 (※4)	臼井 進

(◎：委員長、○副委員長)

※1 いそご地域活動ホームいぶき施設長

※2 磯子区NPO連絡会事務局長、NPO法人夢・コミュニティネットワーク代表

※3 滝頭地域ケアプラザ所長

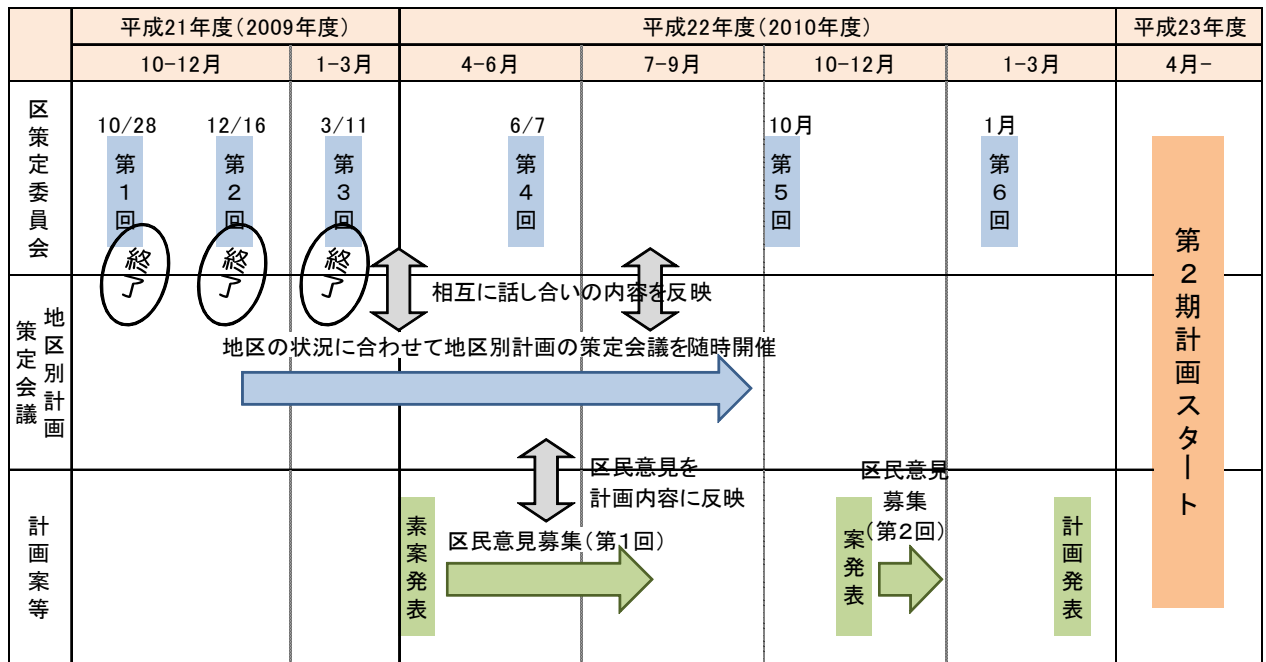
※4 平成22年4月1日～

## 『第2期磯子区地域福祉保健計画』策定委員会 事務局名簿

平成22年6月7日現在

所 属		氏 名
1	磯子福祉保健センター 担当部長	斉藤 林福
2	福祉保健課長	戸塚 徳雄
3	運営企画係長	中村 仁
4	運営企画係職員	伊東 秀明
5	同上	近藤 玄樹
6	同上	後藤 與四也
7	同上	伊東 ゆかり
8	健康づくり係長	菅野 美穂
9	高齢・障害支援課長	嘉代 哲也
10	こども家庭支援課長	岡ノ谷 雅之
11	磯子区総務部地域振興課 地域力推進担当課長	平石 浩二
12	地域力推進担当係長	森田 純
13	地域力推進担当職員	田中 さゆり
14	磯子区総務部総務課 総務課長	金子 裕
15	磯子区社会福祉協議会 事務局長	内藤 博昭
16	事務局次長	西谷 大介
17	職員	並木 史江
18	職員	大久保 敦子

1 第2期計画策定の経過と今後のスケジュールについて



(1) これまでの計画策定の経過

日程	内容
平成21年10月28日(水)	第1回「区計画」策定委員会を開催 ・第1期計画の振り返り、第2期計画の方向性等について ・グループワークの実施
平成21年12月16日(水)	第2回「区計画」策定委員会を開催 ・第2期計画策定に向けて検討する具体的事項について
平成22年1月18日(月)	磯子区連合町内会長会 ・中間報告書を説明し、自治会町内会長へ配付
平成22年1月20日(水)	磯子区保健活動推進員会正副会長会 ・中間報告書の説明・配付
平成22年2月9日(火)	磯子区民生委員児童委員協議会定例会 磯子区体育指導委員協議会正副会長会 磯子区青少年指導員協議会常任委員会 ・中間報告の説明・配付
平成22年2月25日(木)	地域支えあい事業関係者連絡会を開催 ・地域支えあい事業のあり方と第2期計画の関連等について
平成22年3月11日(木)	第3回「区計画」策定委員会を開催 ・第2期磯子区地域福祉保健計画「素案」の確定

日 程	内 容
平成 22 年 4 月 19 日 (月)	磯子区連合町内会長会にて「素案」を説明 磯子区選出議員 (市会・県会) へ「素案」を説明
平成 22 年 4 月 20 日 (火)	第 2 期磯子区地域福祉保健計画「素案」を発表し、 7 月末まで区民意見・提案を募集
平成 22 年 5 月 1 日 (土)	広報よこはま磯子区版 5 月号配布開始 ・「素案」の特集記事を掲載

## (2) 今後の計画策定の進め方

日 程	内 容
平成 22 年 6 月 7 日 (月)	第 4 回「区計画」策定委員会を開催 ・第 2 期計画における補助金制度について ・地区別計画案の作成について
平成 22 年 9 月下旬～10 月上旬	第 5 回「区計画」策定委員会を開催 ・地区別計画案の紹介 ・第 2 期磯子区地域福祉保健計画「案」の確定 ・地区別取組への新補助金制度の決定
平成 22 年 11 月～12 月	第 2 期磯子区地域福祉保健計画「案」を発表し、 発表後 1 か月程度、区民意見を募集 ※発表日は、11 月 18 日 (木) を予定 (=11 月の磯子区連合町内会長会の翌日)
平成 23 年 1 月中旬	第 6 回「区計画」策定委員会を開催 ・第 2 期磯子区地域福祉保健計画の確定
平成 23 年 3 月	第 2 期磯子区地域福祉保健計画を発表 ※発表日は、3 月 18 日 (金) を予定 (=3 月の磯子区連合町内会長会の翌日)
平成 23 年 4 月 1 日～	第 2 期磯子区地域福祉保健計画の開始

## 2 計画素案への意見募集状況について

### (1) 意見募集の状況について

#### ア 周知状況

(ア) 直接配付：自治会町内会（班回覧の依頼）、民生委員・児童委員、保健活動推進員へ配付

(イ) 一般広報：広報よこはま磯子区版、タウンニュース磯子区版

#### イ 募集状況

合計6件（平成22年5月31日現在）

### (2) 意見の紹介（抜粋）

#### ア 共通テーマについて

- ・素案には“5年先、15年先を見据えて”とあるが、もうすでに自分の自治会では認知症になり徘徊してしまう高齢者の方がおり、このような高齢者をどう見守っていくか問題になってきている。
- ・民生委員（女性）だが、以前夕方突然自宅を男性に訪問されて苦慮した経験がある。いくら高齢者でお困りになる事情があるとしても、やはり抵抗感がある。支援する側の情報をどこまで出すのかということも課題である。
- ・これまで会社と家の往復で、地域にほとんど関心を示してこなかった。昨年退職し何か地域のために役立つこともしたいと考えているが思案が続いている状態だ。町内会に出れば分かるのだろうが、町内会はケアすべき人たちのことをどの程度把握しているのだろうか。
- ・災害には関心が高いので、行政関係者には障害者や子どもたちと一緒に勉強をしながらサポートを行ってほしい。
- ・テーマは良いと思うのが、具体的手段が分からない。
- ・今の社会環境では自発的に行動する人は少ないように思うので、行政情報を基にダイレクトメールを送り、支援の要否を回答してもらい、回答者に対しては町内会等の担当者を明確にしていく。
- ・顔が見える関係作りのため、地域で共通の話題になる事業がほしい。

#### イ 共通テーマ以外の取組について

- ・子どもが高齢者と接する機会が減っているだろうから、子どもと高齢者が接する機会を作ることで、それぞれの心の中に良い感情をもたらすのではないだろうか。また、それが高齢者の健康維持にも役立つのではないか。
- ・障害者や社会的弱者の方々と一緒に交流を深める。
- ・地域のお祭りやイベントを活用しながら、災害予防を呼びかける。
- ・高齢者が互いに声を掛け合い、おしゃべりして交流が深められるように。

#### ウ 区役所・区社会福祉協議会、地域ケアプラザの取組について

- ・様々なデータについて行政がどのように現状分析をしているのだろうか。
- ・広報、リーフレット作成、パネル展示などによりもっとPRを。

### 3 新しい補助制度の検討案について

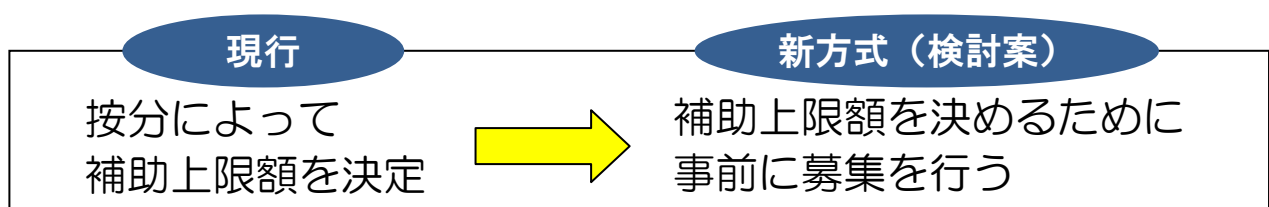
#### (1) 地区別取組への補助金の見直しの背景

ア これまでは区役所が補助額（補助上限額）を按分（※）により定めていたため、一方的に補助金が交付される印象が強く、活動の担い手の方々から負担感があるとのこと指摘をいただいていた。

※按分…各地区の世帯数に基づいて区役所の予算額を分配していました。

イ 計画策定の中で、「少子高齢化がますます進展する社会を迎えるにあたり、身近な地域での福祉保健活動が大切ではないか（例えば単位自治会町内会程度の範囲）」という議論を進めてきました。そこで、このような方向性に合致した補助制度が必要だと考えています。

#### (2) 新方式の補助金（検討案）の概要



#### (3) 新方式の流れ

STEP 1 **事前応募** 事前に募集を行い、各地区連合への補助上限額を決めます。

（案：2010年11月周知開始⇒2011年2月応募締切⇒2011年3月上旬額決定）

STEP 2 **本番申請** これまでどおり、地区連合毎に補助金を申請していただきます。

（案：2011年4月以降、これまでどおり申請手続き開始）



(4) 応募対象団体

STEP1・事前応募

STEP2・本番申請

ア 自治会町内会

イ スイッチON磯子の地区推進組織

ウ 地域ケア連絡会

具体的には、  
・地区連合  
・地区社会福祉協議会  
・地区スイッチON磯子推進委員会

- ・身近な地域の福祉保健活動は自治会町内会が担ってきたという考え方により、応募対象団体は上記ア～ウの団体とします。
- ・第2期計画では、支え合い事業を共通テーマに設定していますので、地域ケア連絡会も応募対象団体としています。

(5) 応募と抽選の仕組み

STEP1・事前応募

STEP2・本番申請

ア 補助額は1口50,000円(=1事業50,000円)とします。

イ 対象事業は第2期計画の地区別計画の内容に合致する事業とします。

ウ 1つの団体で2口以上応募することも可能です。

エ 応募にあたっては、スイッチON磯子の地区推進組織の副申を受けることとします。

オ 応募総数が予算を超えた場合は、“抽選”により決定します(=地区毎の補助上限額が決まります)。

- ・身近な地域の福祉保健活動を応援するという前提のもと、補助額を1口50,000円と定めます。
- ・応募される事業はいずれのものも身近な地域の福祉保健活動を進める取組だと予想されますので、事業内容に優劣をつけられないと考えます。よって、応募総数が予算を超過した場合は、公平に“抽選”で決めたいと考えています。

(6) 補助金申請の仕組み

STEP1・事前応募

STEP2・本番申請

ア 申請者は「スイッチON磯子の地区推進組織」とします。

イ 事前の応募・抽選により決定した補助上限額の範囲内で補助金申請をしていただきます。

ウ 補助上限額の範囲内であれば、事前応募の事業と異なってもかまいません（ただし、地区別計画の内容に合致する必要があります）。

- ・地区内で調整が取れば、事前応募で4口当選した地区が、補助金申請にあたり、3事業で申請しても、4事業で申請しても、5事業で申請しても構いません。

(7) 様式について

STEP1・事前応募

STEP2・本番申請

ア **事前応募**で用いる“応募用紙案”は、資料5-4と資料5-5ページのとおりです。

イ **本番申請**で用いる“補助金交付申請書案”は、資料5-6～資料5-8ページのとおりです。

- ・書類作成の負担をできるだけ少なくするために、  
⇒事前応募の書類は、アンケート方式にすることを検討しています。  
⇒本番申請の書類は、磯子区社会福祉協議会のふれあい助成金申請書に形式を合わせることを検討しています。

## (8) 地域支えあい事業への補助金の取扱い

地域支えあい事業については、これまでと同じ方法で補助金を支出したいと考えています。(事前の募集は行いません。)

- ・地域支えあい事業は第2期計画の共通テーマに掲げた取組ですので、これまでどおり、支えあい活動の担い手(民生委員・児童委員、保健活動推進員、友愛活動推進員)の地区毎の人数に基づいて補助額を決めさせていただきます。
- ・これまでどおり地区別取組への補助金と合算して「スイッチON磯子の地区推進組織」へ、“地域支えあい事業分”として支出したいと考えています。

## (9) しあわせバンク事業とあなたの提案実現事業について

ア しあわせバンク事業は第1期計画で終了いたします。  
同様の取組を希望する場合は第2期の地区別取組への補助金をご活用いただくことを考えています。

イ あなたの提案実現事業は第1期計画で終了いたします。  
従来から実施されている磯子区社会福祉協議会の“いそごふれあい助成金”との制度の重複を解消します。

### ■しあわせバンク事業について

- ・しあわせバンク事業は、「地域の人材・活動グループ・活動の内容などの情報を蓄積し、区民の皆さんが共有することを通じて、区民同士が相互に支え合う活動を活発化させる仕組み」と定義し、第1期計画の主要事業として取り組んでまいりました。
- ・平成20年度に根岸地区連合で設立し、平成21年度はメール・ド磯子自治会で設立いたしました。
- ・しあわせバンク事業で進めてきた、地域で活動する団体同士の連携による身近な地域での支え合いや助け合いの取組に対する支援は、地区別取組への補助金をご活用いただけるものと考えています。

### ■あなたの提案実現事業について

- ・あなたの提案実現事業は、区民、団体の方々からの活動提案を事業化する取組で、第1期計画の主要事業として取り組んでまいりました。

- ・この事業は、区民や団体がこれまで行われていない事業を提案してそれを実現するための補助事業でしたが、磯子区社会福祉協議会の“いそごふれあい助成金（※）”と事業内容が重複することから第1期計画で終了いたします。

#### ※ “いそごふれあい助成金” について

「いそごふれあい助成金」は、磯子区社会福祉協議会が横浜市社会福祉協議会補助金と共同募金配分金をもとに実施している助成事業です。

この助成事業は、団体、事業内容、実施回数、利用者・当事者の参加者数などにより、いくつか区分がありますが、そのうち、「あなたの提案実現事業」に関連するものとして「福祉のまちづくり活動」に対する助成区分があります。これは、福祉、保健、医療、国際交流、人権擁護、まちづくり、災害救援、青少年の健全育成などを市民参加型で行う事業（チャリティーイベントなどの収益事業は除きます）に対して助成するものです。

～あなたの地区の平成 23 年度の補助金額を決めるために事業を募集します～

## スイッチON磯子補助金 応募用紙

平成 23 年度に行う事業に1口 50,000 円(=1 事業 50,000 円)の補助金を交付します。  
応募締切は平成 23 年 2 月上旬です。なお、応募にあたっては、スイッチON磯子の地区推進  
組織の長から副申を得てください。

地区名 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

応募者名 \_\_\_\_\_

応募者住所 \_\_\_\_\_

応募者連絡先（電話） \_\_\_\_\_

(e-mail) \_\_\_\_\_

【該当する番号に○を付けてください。】

問 1 あなたの団体は？

- ①自治会町内会
- ②スイッチON磯子の地区推進組織  
(具体的には、地区連・地区社協・地区スイッチON磯子推進委員会)
- ③地域ケア連絡会

問 2 事業の主な対象は？

- ①高齢者
- ②障害児者
- ③子ども・青少年
- ④住民全般
- ⑤その他 [ \_\_\_\_\_ ]

問 3 活動の範囲は？

- ①自治会町内会の範囲
- ②いくつかの自治会町内会を含めた範囲
- ③地区連合の範囲

問4 事業の目的は？

- ①地域の支えあいの推進
- ②災害時の要援護者の地域でのサポートの推進
- ③その他 [ ]

問5 スイッチON磯子Ⅱの地区別計画の中の位置付けを記入してください。  
[ ]

問6 事業名を記入してください。  
[ ]

### 副 申 書

磯子区福祉保健課長

当該事業は、\_\_\_\_\_地区におけるスイッチON磯子Ⅱの推進に資する  
取組であることを副申します。

年 月 日

スイッチON磯子の地区推進組織名 \_\_\_\_\_

代表名 \_\_\_\_\_

- ・応募口数が予算の範囲を超えた場合は抽選により候補事業を決定します。
- ・応募の締切は2月上旬です。
- ・3月上旬に抽選結果を応募団体及びスイッチON磯子の地区推進組織の長にお知らせします。
- ・4月1日以降、例年通りスイッチON磯子の地区推進組織の長が補助金交付申請書により申請をします。

ありがとうございました。

## スイッチON磯子補助金 交付申請書

平成 年 月 日

磯子区長

磯子区スイッチON磯子補助金交付要綱の規定に基づき補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

団体名	ふりがな	
	代表者氏名	
代表者住所		
補助金交付申請額	円	

## スイッチON磯子補助金 集計表

(単位：円)

No.	事業名	補助金申請額内訳	事業支出合計額	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
	合計			

スイッチON磯子補助金 実施計画書

事業名	〔集計表No. 〕
補助申請額	円
事業の目的	
事業の内容	
事業の対象 (○印を付ける)	高齢者（全般・一人暮らし・家族 ）、障害児者（家族）、子ども（家族）、 青少年（家族）、住民全般（全般・ボランティア）、その他（ ）

年間事業計画書（平成23年4月～平成24年3月）

月	回数（回）	会場	内容	参加者数（人）	備考
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
合計					



スイッチON磯子補助金 収支予算書

科 目		予 算 額	内 訳 ・ 算 出 根 拠
収    入	スイッチON磯子補助金		
	参加者の会費参加費		
	担い手・ボランティアの会費参加費等		
	いそごふれあい助成金		
	自治会町内会・地区社協からの助成金		
	その他（            ）		
収入合計			
支         出	補 助 対 象 経 費	専有拠点整備と改修費	
		活動費	
		活動場所の維持費	
		物品購入費 （消耗品費）	
		謝金	
		通信運搬費	
		車両経費	
		保険料	
		印刷費	
		補助対象経費 合計	
	その他補助対象外経費		
支出合計			

## 4 地区別計画案の作成と提出について

ア 議題1（資料3）で提案したとおり、9月下旬から10月上旬に予定している第5回策定委員会では、地区別計画（案）も含めたかたちで「計画案」をお示しして、ご議論していただきたいと考えています。

イ 地区別計画ページ案（資料6-2～資料6-4）を各地区で検討し、作成してください。

ウ 地区毎に計画内容が異なるかと思いますので、3通りの地区別計画ページ案を添付しています。

- ・パターン① 共通テーマと自由テーマの割合がほぼ同じ場合（資料6-2）
- ・パターン② 共通テーマの割合が自由テーマよりも多い場合（資料6-3）
- ・パターン③ 共通テーマだけで構成する場合（資料6-4）

エ 「計画案」冊子の作成の都合上、事務局への提出締切日を9月10日とさせていただきます。ただし、計画確定は1月中旬を予定しておりますので、作成途中の案の段階でかまいません。

オ 新補助金（案）の応募用紙や補助金交付申請書に出てきますように、第2期計画の各地区の推進組織が地区別計画の取りまとめ役として重要な役割を担ってきますので、各地区の推進組織の検討（決定）もお願いいたします。

カ 第2期計画の地区別計画に対する事務局の考え方については、平成21年12月16日に開催した第2回策定委員会の資料（資料6-5～資料6-10）に記載しています。地区別計画づくりの参考にさせていただいたらと思います。

**パターン①**

【提出締切日⇒9月10日までに、運営企画係までご提出お願いいたします】

地区名：

スローガン：

地区データ (H22. 3. 31 現在)

総人口：\*\*, \*\*\*人、総世帯数：\*, \*\*\*世帯、地区内の自治会町内会数：\*\*団体

年少人口 (14歳未満)：\*, \*\*\*人 (\*\*. \*\*%)、高齢者人口 (65歳以上) \*, \*\*\*人 (\*\*. \*\*%)

**1 共通テーマ**

【1】地域の支えあいの推進

【2】災害時の要援護者の地域でのサポートの推進

(例) 5年後の私たちの地域 / 5年後にはこんな地域を作りたい

**2 自由テーマ**

【1】

【2】

【3】

(例) 5年後の私たちの地域 / 5年後にはこんな地域を作りたい

## パターン②

【提出締切日⇒9月10日までに、運営企画係までご提出お願いいたします】

地区名：

スローガン：

地区データ（H22.3.31現在）

総人口：\*\*,\*\*人、総世帯数：\*,\*\*\*世帯、地区内の自治会町内会数：\*\*団体

年少人口（14歳未満）：\*,\*\*\*人（\*\*.\*%）、高齢者人口（65歳以上）\*,\*\*\*人（\*\*.\*%）

### 1 共通テーマ

【1】地域の支えあいの推進

【2】災害時の要援護者の地域でのサポートの推進

（例）5年後の私たちの地域／5年後にはこんな地域を作りたい

### 2 自由テーマ

（例）5年後の私たちの地域／5年後にはこんな地域を作りたい

パターン③

【提出締切日⇒9月10日までに、運営企画係までご提出お願いいたします】

地区名：

スローガン：

地区データ（H22.3.31現在）

総人口：\*\*,\*\*人、総世帯数：\*,\*\*世帯、地区内の自治会町内会数：\*\*団体

年少人口（14歳未満）：\*,\*\*人（\*\*.%）、高齢者人口（65歳以上）\*,\*\*人（\*\*.%）

●共通テーマ

【1】地域の支えあいの推進

【2】災害時の要援護者の地域でのサポートの推進

（例）5年後の私たちの地域／5年後にはこんな地域を作りたい

## 2 第 2 期計画策定に向けて検討する具体的事項について

### (1) 計画の役割・考え方

ア 地域福祉保健計画の基本的な役割は、地域における福祉保健に関する様々な事業や取組をとりまとめていくというものです。

イ 地域福祉保健計画とは、地域でこれまでに行われている活動をきちんと継続させたり、次の担い手へ引き継いでいったり、より確実に、より効果的に進められるようにすることを目的としています。

ウ このため、第 2 期計画の地区別計画とは、必ずしも新たな事業や取組を始めることを地域の皆様に要請する計画ではありません。

・第 1 期計画の開始時には新たな補助金を交付しましたが、その結果、従来の地域の取組とは別に新しい取組を始めなければならなかったため、地域の皆様には大変ご苦勞をかけたと伺っています。

エ 地区別計画の「取組」は、必ずしも、連合全体で実施していただくような取組でなくてもかまいません。

地域の実情に応じて、より身近な単位で、例えば、単位自治会町内会毎に取り組んでいただくという進め方もあると思います。

・ひとつの地区連合内でも地域が抱える課題は様々ですので、それぞれの地域が抱える生活課題に対応するためには、目標は共有しつつも実際の取組はより身近な範囲で行うという考え方を持っています。

(2) 全地区で共通して実施していただきたい取組 ～共通テーマ～

第 2 期計画では、全地区で取り組んでいただきたい「共通テーマ」を設定し、区役所の関係課が連携して支援させていただきたいと考えています。具体的には、次の取組を地区別計画に盛り込んでいただきたいと考えております。

ア 地域支えあい事業の推進

「地域支えあい事業」は地域における福祉保健活動の基盤となる事業であるため、第 2 期計画では共通テーマとして計画の中に明確に記載していきたいと考えています。

[担当：福祉保健課、高齢・障害支援課]



- ・高齢者等の見守り、訪問活動は地域のあらゆる福祉活動の基盤となる活動であると考えておりますので、それぞれの地域の実情に応じた取組を支援させていただきたいと考えています。
- ・地域支えあい事業の簡単な経過については資料 4 をご参照ください。

イ 要援護者の地域でのサポートの推進

災害時など、自分だけで行動することが難しい一人暮らし高齢者や障害のある方たちを地域ぐるみでサポートしていくため、地域が主体的に進める要援護者対応の仕組みづくりを支援します。

[担当：総務課（危機管理担当）、高齢・障害支援課、福祉保健課]

- ・厚生労働省の研究会報告書や横浜市地域福祉保健計画でも、要援護者のサポートについて取り上げられています。
- ・厚生労働省の報告書では、「地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を地域福祉計画に盛り込むよう通知がなされた。」とされています。
- ・市の地域福祉保健計画では、「支援が必要な人を地域の中で円滑に把握できる方法を工夫します。」とか、「広い範囲の要援護者の把握方法や、具体的な避難支援方法などは、地区別計画の懇談会などを活用して住民と行政が話し合い、協働で検討していきます。」と記載されています。

(3) 各地区の特色を生かして実施していただきたい取組

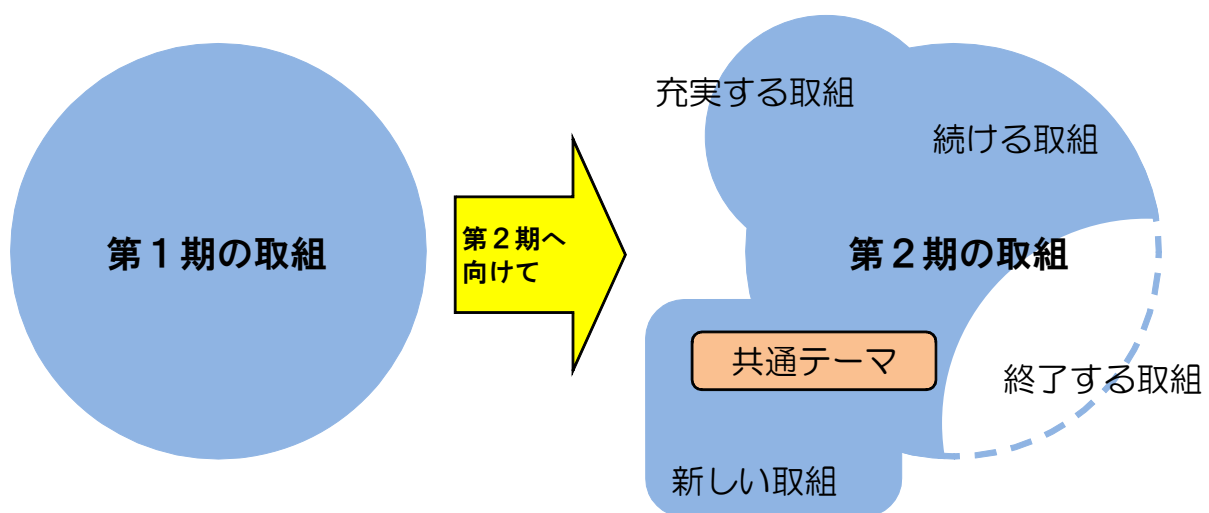
～第 1 期計画で取り組んだ内容／第 2 期計画で始める（取り入れる）内容～

ア 第 2 期計画は第 1 期計画の延長線上にありますので、第 1 期計画を踏まえて事業や取組を進めていただけますようお願いします。

イ もちろん新しい事業に取り組むことも可能ですし、これまでに地域で行っていた取組をこの機会に計画に取り入れることも可能です。

ウ なお、これまでの取組経過を踏まえて、第 1 期計画の内容を充実させたり、終了させたりすることも可能です。

・事業の中には取り組みが難しい事業もあれば、取り組みやすい事業もあります。事業の選択にあたっては、取組を担う地域の方々に十分ご検討いただいて、無理のない、実効性のある内容から取り組んでいただけますようお願いいたします。





(4) 計画の範囲

ア 第 1 期計画は、あらゆる生活課題を取り上げる、という考え方に立って計画を策定しましたが、第 2 期計画は、“福祉保健に軸足を置いた計画にする”という考え方に基づいて策定することにより、この計画の内容を分かりやすくできるのではないかと考えています。

イ ただし、ひとつひとつの活動は様々な側面を持ち、どこからどこまでが福祉保健なのかという整理はとても難しいため、どのような内容を取り上げるのかは各地区の状況に応じて、地区別計画策定会議を通じて判断していただきたいと考えております。

(※「共通テーマ」を除きます。)

- ・「共通テーマ」は、磯子区内全地区が共通で取り組んでいただきたい内容です。

(5) 推進組織の見直し

(注)ここで提案する推進組織の見直しは「平成23年4月1日以降」の推進組織の事です。

地域の福祉保健活動を少しでも実施しやすくするために、地域福祉保健計画の推進組織を、地域の実情に応じて見直していただきたいと考えております。

例えば、この計画の推進組織を、

- ①今までどおり、スイッチON磯子〇〇地区推進委員会とする、
  - ②地域活動の中心組織である、自治会町内会(=地区連合町内会)とする、
  - ③様々な福祉保健活動関係者から成る、地区社会福祉協議会とする、
  - ④その他、独自の組織とするなど、
- 各地区で最も実施しやすい方法を採用していただきたいと考えています。

・少しでも活動を行いやすくするためには、地域の実情に応じた組織で実施していただきたいと考えています。磯子区内の各地区連合で地域福祉保健計画の推進組織が異なってもかまわないと考えています。

・なお、②③④を採用した場合は、①については平成 23 年 3 月末にて解散することとなります。

※計画の推進組織と各種団体・委嘱委員との連携・協力について

第2期計画の事業や取組の実施にあたっては、各地区の推進組織が事業や取組の全てを担う必要はありません。地域の実情やテーマに応じて各種団体や委嘱委員の皆様と協力して事業や取組を進めていただけたらと考えています。



(6) 補助金交付方法の見直し

(注)ここで提案する補助金の見直しは「平成23年4月1日以降」の交付方法のことです。

ア これまで、世帯数等に基づいて配分していた補助金（地区別取組補助金）の交付方法を見直し、第2期計画では、「補助金交付を希望する地区に対して交付する」という形の制度へ改めます。

- ・区役所から一方的に補助金が配付されることが、地域にとって負担であるという意見をいただいていたので見直していきたいと考えています。
- ・補助金を希望する地区への交付の実施にあたっては、内容を精査し、予算総額と申請総額を調整する必要があるため、申請書を前年度中に提出していただくなど、申請方法を工夫する必要があると考えています。

イ ただし、地域支えあい事業分として算定していた補助金については、引き続き、世帯数等に基づいて配分します。

- ・近隣関係の希薄化が進み、地域におけるひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の支援や、認知症高齢者が地域生活を継続できる環境を整えることが強く求められていますので、地域支えあい事業は区域全体で取り組む事業だと考えています。

## 磯子区地域福祉保健計画策定委員会設置要綱

制定 平成 16 年 7 月 22 日 磯福第 179 号 (区長決裁)

改正 平成 21 年 8 月 19 日 磯福第 885 号 (区長決裁)

## (目的)

第 1 条 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 107 条の規定に基づき、磯子区の地域福祉保健の推進に関する事項を総合的に定める磯子区地域福祉保健計画 (以下「計画」という。) の策定を目的として、磯子区地域福祉保健計画策定委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

## (組織)

第 3 条 委員会は委員 25 名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 計画に関係する各分野の関係機関・団体の実務代表者
- (2) 計画に関係する磯子区内各地区の実務代表者
- (3) 行政職員

3 委員会には必要に応じてアドバイザーを置くことができるものとする。

## (任期)

第 4 条 委員の任期は委嘱された日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会には委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 副委員長は委員長の指名により定める。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 委員会は委員長が招集する。ただし、委員の選任後の初めの委員会は区長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

## (関係者からの意見聴取)

第 7 条 委員会は、必要のあるときに会議の議事に関係ある者の出席を求め、その意見又は説明

を聴くことができる。

2 委員会の委員は、必要に応じ、委員会以外の場において関係者の意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月25日横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会は公開とする。ただし、委員会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(報告等)

第9条 委員会は、計画の策定状況及び策定内容について区長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、磯子区福祉保健課において処理する。

(委任)

第11条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年8月19日から施行する。

(要綱等の廃止)

2 磯子区地域福祉保健計画推進委員会委員公募要領（平成16年7月22日磯福第179号）は廃止する。